

〔5番 中島由美子君発言〕 ○5番（中島由美子君） 議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）の議案に反対の立場で討論いたします。本議案には、既に他市町村で給付通知が住民に届き、子育て世帯に少しばかりでも安心の国による子育てへの特別交付金事業が計上されておられません。これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決事項に指定されている内容であればこそ、迅速に対応し、榛東村に住んでよかった、榛東村で子育てできてよかったと実感できる迅速な予算計上、予算執行、また専決と 言いながら議会で議論される機会があってよいと考えております。そればかりか、2款総務費、1項 総務管理費にあっては、平成23年度の造成工事への瑕疵担保責任を提訴するための弁護士費用が -149- 1,002万4,000円を計上しております。これは、令和2年度上野原地内環境調査業務委託費359万7,000円を村税から支払い、この裁判を行うとの説明を受けていますが、報告書の4ページの図2の1、調査対象地図によると、平成23年榛名カントリークラブ跡地造成工事の箇所であることが分かります。この箇所は、平成28年3月28日、榛東村長真塩卓氏と愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番10号、大同特殊鋼株式会社代表取締役と榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書を締結し、その協定書第2条の処理の範囲で示す榛東村の工事における大同特殊鋼 株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する対象箇所ナンバー6となっています。この箇所は、協定書 第3条で、処理の施工及び費用負担として、鉄鋼スラグ製品の処理については、榛東村の規定に基づき榛東村が施工するものとして、これに要する費用は、両者協議の上、合意した範囲で大同特殊鋼が 負担するとなっておりますにもかかわらずです。さらに、先ほど基金の修正案を動議いたしましたが、原案が賛成多数で可決されました。10款教育 費、1項総務教育費にあっては、昨年12月の日米共同訓練実施の交付金として、8,030万円が防災中 枢機能施設備品事業として基金の積立てが計上されているわけでございます。しかし、防災中 枢機能 施設備品は、既に教育施設整備基金として造成されており、本村にあっては、昨年12月の米軍オスプレイの飛来訓練に伴い、住民が不安や恐怖を感じている部分も多いです。その中で、榛東村は、自衛 隊と共存共栄するという村民ともに認める村でございます。その中であれば、やはり本村においては、 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第5条第1項の規定する事業のうち、住民の生活の 利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業が急務であり、それらを要請しなければならないと考えています。また、10款5項社会教育費にあっては、年に一度しかない文化講演会を中止し、その予算の削減が 計上されております。村民が楽しみに年に1回しかない文化に触れる機会を、コロナ禍の感染状況によらず、コロナ禍の一言で代替事業を考えずに中止するのは愚策であり、到底許されるものではありません。それらの施策に対する予算は、本補正に見当たりません。よって、本議案を反対いたします。